#### 情報•倫理•哲学

2006年6月14日 セキュリティシステム研究所・主催 加藤尚武

## 1、情報と哲学

• フィヒテ「知の純粋な形式としての、・・・哲学的精神によって、今や学問の全素材が、その有機的統一において、高等教育施設で把握され、貫徹されなければならない。それによって、何がこの素材に属し、何が属さないかが正確に知られ、従って学問と学問でないものとの間に厳密な境界線が引かれる。」1807

#### 2、哲学の使命

- 学問情報全体の見取り図を作ること
- 論理学+自然哲学+精神哲学(ヘーゲルの エンツユクロペディ)
- 自然哲学=機械学+化学+有機体学(へー ゲルのエンツユクロペディ)

## 3、経験論批判(ヘーゲル)

• フランスの哲学は、デカルトの「われ思うゆえにわれあり」の重要な精神を放棄してしまった。思想を存在の根拠とみなして、存在の形態化を、もっぱら思想から、また思想において認識するという精神を放棄して、現象界の直接的所与から思想を導出するロック主義という、デカルトとは逆の道を採った。没概念的な普遍性、すなわち未規定な自然、あるいはむしろつぎのような自然が、根本実在として表明された。1817

# 4、logical positivism論理実証主義と物理学主義

- 人間のすべての知識を、acquaintance見知りによって知られるもの>を表す論理的原子の複合体(論理的構成logical construction)とみなす立場。生物学でも物理学でも、結局最後は直接の見聞に基づいているということ、それを組み立てるのに「複合体の経験に依存しない先天的なモデル」(アプリオリの総合判断)という枠組みは必要がないと考えた。
- logical positivism論理実証主義は、自然科学がすべて物理 学に還元されるという物理学中心主義physics-centrarism 主義、physicalismの立場をとった。この物理学主義の方向 付けが、分子生物学の成立を促す効果を発揮した。

#### 5、vitalismでもmechanismでもない

一九五四年にワトソンとクリックによって生命の基本構造を担うDNAの化学的な構造が解明されてから、その基本構造が記号や情報と似ているということが分かってきて、機械とはまったく違うという理解がすすんできているからである。生命体を部分化して扱って、反復再生するという技術が二〇世紀の末に可能だという見込みが立って、その点では生命技術も機械的な技術と似てきている。

#### 6、環境学と社会科学——経済学

• 経済学は、有限性という条件を無視しようとしてきた。一企業にとって、つねにエネルギー資源が購入可能であれば、エネルギー資源の有限性という問題は、経済という圏の外のできごとになってしまう。廃棄物の投棄が、大気圏に行われる限りで無料ですむなら、大気圏を無限に広い「経済学的な意味での財」の範疇に属さないものとして扱うことができる。

### 7、政治学(と法実証主義)

• 政治学は、すべての有効な合意は同世代間の合意であると思いこんでいる。環境問題は、現在の世代が加害者になって、未来の世代が被害者になる犯罪である。資源の枯渇、生物種の絶滅、廃棄物の累積は、現在の世代の未来の世代への不法行為である。有効な合意が同世代間の合意である限り、この不正は防止できない。

#### 8、法学 Person-Sache

• 人間だけでなく自然も生存の権利をもつ(自然物の生存権)。しかし、法学は、すべての保護権益を、ヒトという生物を実体とする人格の所有物と定めている。不動産、知的財産、生命の質、名誉などなど、人格のあらゆる所有物が法によって守られる。しかし、誰の所有物でもないヤンバルクイナや、ジュゴンや、あらゆる生物種を保護対象から、法学は除外している。法学のこのような偏見こそ、生物種の生存を脅かしてきたものだ。

#### 9、情報と社会科学

• 情報を、伝統的な法学の人格権、所有権の 範疇で扱うことが適切であるかどうか。情報 は、無料で提供されることが多い。所有権を 設定し、価格にもとづく市場原理よって、譲渡 を社会的に制御するには、あまりにもアナー キイな性質を情報は持っている。情報という 視点から、すべての学問領域を、見直す必要 がある。

# 10、安全の情報依存性と情報の安全性

- 危険の情報依存性が現代文化の大きな特徴になってきている。
- WEBによって、大量の情報を入手できるが、 その情報の信頼度は、他の電子情報によっ てしか測定できない。専門家に情報のチェッ クを依頼しても、それをどうやって検討するか という方法が問題になる。

#### 11、WEBの安全性

• 無数の不特定多数の人が自由に参加。専門的なテクニックを持つものもいる。不正に対する犯罪としての調査には、情報の自由、プライバシーなどとの両立可能性が問われる。便利、安価、安全という利便性を生かすためには、プライバシーの保護を自発的に制限するなどの方式が考えられる。

#### 12、安全と安心

- 主観的安全。安全は技術によって保障される客観的状態であるが、安心はコミュニケーションによって獲得される主観的状態である。そして、単に技術的に安全を保障するだけでなく、リスク・コミュニケーションあるいは説明義務を十分に果たすことによって、国民に安心感を与えなければならない。
- 客観的安全。最低限度の安全率より大きい安全率を課された状態を安心という。安心とは、すなわち大きい安全率である。

### 13、職業組合による専門家管理

- 専門家の不正は専門家でないと見抜けない。不正に対して、 同業者組合による管理が行なわれる。弁護士会は弁護士資 格を剥奪する権利をもつ。医道審議会が審議して、医師法 違反の医師等から医師の資格を剥奪する。
- 会計監査については、5年以上同じ監査会社と関係を持ってはならないとか、補助的な規則をつくろうというような動きが出ている。証券の場合は、証券審査委員会。高度な技術社会あるいは高度な情報化社会となると、一人ひとりのメンバーが直接自分の目と経験によって安全性をチェックすることができない。必ず特定の専門家でなければチェックすることができない。社会全体の信頼性を維持するためのコストが非常に大きなものになっていく。了